



鮎はどこかな？

8月2日、水の循環について学んでもらうために「水の探検隊バスツアー」を開催。(写真は福井県内水面総合センターで鮎つかみをする子供達)

Content

介護保険料について	2~4
広域連合ニュース	4
さかいクリーンセンターからのお知らせ	5
議長あいさつ・議会一般質問	6~7
代官山墓地使用の受付について	8

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護保険料 納入通知書

は届きましたか？

年額保険料 基準額
64,800円
(月額5,400円)

平成24年度の保険料の額は平成23年1月～12月までの本人の所得状況と世帯員の住民税の課税状況により確定します。本年の納入通知書は7月10日に送付させていただきました。

65歳以上の方の保険料は坂井地区(あわら市および坂井市)で介護サービスにかかる費用の21%分をまかなえるように算出しました。

年金が年額18万円以上でも普通徴収(納付書)で納めることがあります

- 次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書または口座振替で納めます。
 - 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
 - 他の市区町村から転入した場合
 - 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

年金の「現況届」が届いた方は忘れずに提出してください

日本年金機構から「現況届」が届いた方は、出し忘れると年金が一時差し止めになり、介護保険料の天引きができなくなるケースがあります。(この場合、納付書で納める普通徴収になります。)

表2. 普通徴収(納付書または口座振替)の8回で納める場合の例

期別	7月	8月	9月
保険料	8,100円	8,100円	8,100円
期別	10月	11月	12月
保険料	8,100円	8,100円	8,100円
期別	1月	2月	年額合計
保険料	8,100円	8,100円	64,800円

※保険料は基準額(第6段階)の場合です。

普通徴収
納入通知書に同封されている納付書で7月から翌年2月までの間、納期までに金融機関などで直接保険料を納める方法です。(口座振替で口座を登録されている方は納期限日に指定の金融機関から振替をさせていただきます。)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金などが年額18万円(月額1万5,000円)未満の人および上記の理由で特別徴収できない人が対象となります。

○ 保険料は上記の「基準額」をもとに所得金額に応じた負担になるよう**1段階**に分かれます。

○ 保険料は3年ごとに見直され、上記の「基準額」は平成24～26年度のもので。

○ 介護保険料の徴収方法や金額は、さまざまな条件により異なります。当広域連合から発送しました「介護保険料納入通知書(兼特別徴収開始通知書)」の内容を必ず確認してください。

Q わたしの保険料は何段階
A 各家庭に配布しました介護保険ガイドブック(最終ページ)や納入通知書に添付の段階表でご確認ください。

Q 保険料はいつから納めるの
A 65歳以上の方の保険料は、65歳になった月分(誕生日が1日の方は、その前月分)から納めていただきます。
例 8月1日が65歳の誕生日の方

↓ 7月分から納めます。
8月2日が65歳の誕生日の方
↓ 8月分から納めます。
※40歳～64歳の方の保険料は医療保険料に含まれています。

Q 介護サービスを利用しなくても保険料は納めるの

A 介護保険制度は、社会全体で介護を支え合う理念に基づき、40歳以上の方全員が加入し保険料を納付する義務があるものです。介護サービスの利用の有無にかかわらず納める必要があります。

Q 保険料の納め方は
A 保険料の納め方には、次の2種類があります。

特別徴収
年金支払月(偶数月)に年金から直接保険料を天引きし、納める方法です。
老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金などが年額18万円(月

Q 普通徴収を口座振替にするには

A 広域連合指定の金融機関(納付書記載の金融機関)で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し手続きを行ってください。(振替開始は原則依頼書提出の翌月からとなります。)

- 【必要書類等】
- 口座振替依頼書
 - 保険料の納付書
 - 預金通帳
 - 印かん(通帳届け出印)

※ 申し込みから口座振替開始までの月や残高不足などにより自動引き落としされなかった場合は、納付書で納めることとなります。

保険料の更正や徴収方法の変更があった場合は、その都度、納付書を送付させていただきます。未納とならないようご注意ください。



表1. 特別徴収(年金から徴収される方)の6回で納める場合の例

期別	4月	6月	8月	
保険料	10,800円	10,800円	10,800円	
期別	10月	12月	2月	年額合計
保険料	10,800円	10,800円	10,800円	64,800円

※保険料は基準額(第6段階)の場合です。

額1万5,000円)以上の方が対象となります。特に手続きは必要としませんが、該当者はすべて特別徴収となり、普通徴収を選択することはできません。

★ご注意ください！

保険料を納期限までに納めなかった場合、督促状や催告書を送付します。その場合督促手数料や延滞金が加算されます。
また、特別な事情がなく保険料を滞納すると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

○1年以上滞納した場合
介護サービス費用の全額(10割)をいったん自己負担し、後で保険給付分(9割)を広域連合に請求することになります。(償還払い)

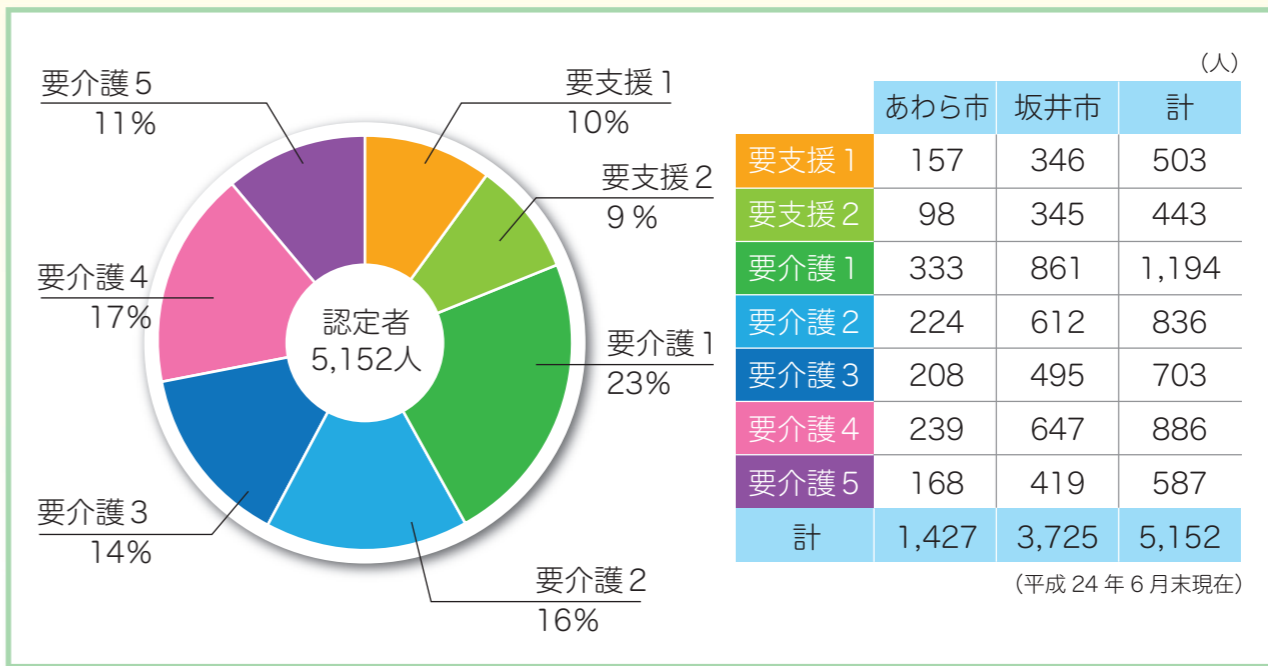
○1年6カ月以上滞納した場合
介護サービス費用の全額を自己負担します。一時的に保険給付の一部または全部が差し止めになったり、滞納している保険料と相殺されることがあります。(保険給付の差し止め)

○2年以上滞納した場合
「時効となった保険料がある場合」自己負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス等が受けられなくなる場合があります。(負担額の引き上げ)

○悪質な滞納者の場合
負担能力があるにもかかわらず保険料を滞納する悪質な滞納者には、財産の差押えなどを実施することがあります。

問い合わせ先 介護保険課
TEL 91-33309(直通)

要介護等認定者数の状況



広域連合NEWS

平成24年4月より「坂井地区広域連合」となりました。各担当課に直通回線を設けていますので、ご利用ください。

坂井地区広域連合

TEL 72-13305 (代表)
FAX 72-13306

◎総務課

TEL 91-33307 (直通)

◎環境衛生課

代官山斎苑及びし尿処理に関する

こと

◎介護保険課

介護サービス及び保険料に関する

こと

TEL 91-33308 (直通)

要介護認定に関する

こと

TEL 91-33309 (直通)

TEL 91-33310 (直通)



さかいクリーンセンターからのお知らせ

◎施設の状況

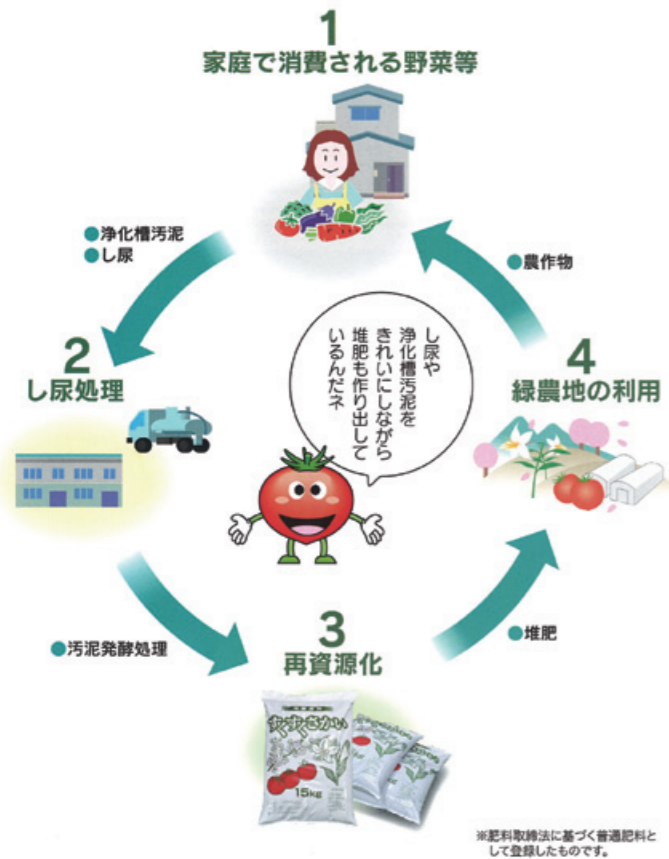
◎肥料の予約についてお願い
当センターでは、収集したし尿・浄化槽汚泥等から肥料を生産し配布を行なっています。現在、肥料の生産がご要望に追いつかないため、配布予約の受注を中止しています。予約を来年1月より再開します。ご理解とご協力をお願いします。

理解していただくため、施設見学を行なっています。
ご家族、町内会等のグループまたは個人でも受付けています。

- 受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝祭日を除く)
- 見学時間 月曜日から金曜日の午前9時30分～午後12時
- 午後1時～午後4時(祝祭日を除く)
- 問い合わせ先 さかいクリーンセンター 電話72-22200

◎施設見学について

水処理や汚泥の資源化について



放流水水質測定結果

(平成24年6月20日)

項目	基準値	区分	測定結果
BOD (生物化学的酸素要求量)	220 mg/L	1	1.8 mg/L
ノルマルヘキサン鉱油類	5 mg/L	1	0.5 mg/L
ノルマルヘキサン動植物油	30 mg/L	1	0.5 mg/L
全窒素	240 mg/L	2	93 mg/L
全リン	32 mg/L	2	1.6 mg/L
アンモニア性窒素	380 mg/L	1	0.997 mg/L
pH	5~9	1	7.35
SS	150 mg/L	1	1.6 mg/L

区分 1: 福井県下水道公社設計基準 2: 坂井市下水道放流基準

(平成24年6月20日)

臭気測定結果

項目	基準値	敷地境界			
		東側	北側	西側	南側
臭気強度	2.5以下	0	1	0	0.5
臭気濃度	15以下	10未満	10未満	10未満	10未満

坂井市環境基準

項目	許容限度
悪臭	特定工場の敷地境界線において附表に掲げる6段階臭気強度表示方による臭気強度0から3までとする。

附表

臭気強度	臭気の程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何の臭いであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈な臭い



**坂井地区広域連合議会
議長就任あいさつ**



去る4月25日坂井地区広域連合議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙により議長の要職に就くことになりました。

当広域連合は、今年4月より坂井地区環境衛生組合・三国あわら斎苑組合及び坂井地区水道用水事務組合を統合し、新たな体制でスタートしたところであります。これまで以上に両市の連携強化が求められておりますが、激変する時代の中で介護保険をはじめとする広域連合が行う事業に新たな課題も生まれています。

大変厳しい社会経済情勢でありますが、両市が一体となり課題克服のために、広域連合議会の機能を存分に発揮して、坂井地区の皆様方の福祉向上に努めて参りたいと考えております。

議長としての責任の重大さを自覚しつつ、坂井地区の発展のためにさらなる努力を重ねてまいりますので、皆様方のご支援とご理解を切にお願い申し上げます。

**第42回
広域連合議会定例会**

一般質問

川畑孝治議員

Q 1 すすくさかい(さかいクリーンセンター)で作られている肥料の予約待ちの状況に対する対応について
2 すすくさかいの有料化について

A 1 今後は、これまでの実績を踏まえ、委託業者と処理割合の見直し等を協議し、地区の皆様の希望にお応えしたい。
2 肥料の配布は、住民の皆様が循環型社会の仕組みを理解してもらおうことを第一に考えています。この趣旨を考慮して、今後有料化に向けて検討していきたい。

山川知一郎議員

Q 1-1 ① 第5期介護保険事業計画について国の基本理念と方針はどのようなものか、およびそれについての広域連合長の考えについて

1-1 ② 広域連合としての第5期介護保険事業計画の理念と方針・施策について
2 介護保険制度の実態について、またそれぞれの問題についての施策について
2-1 ① 保険料の値下げについて
2-1 ② 保険料の滞納状況について
2-1 ③ 介護施設に入所できない方(待機者)の状況について
2-1 ④ 介護事業所の経営及び介護職員の実態について

A 1-1 ① 基本理念は「地域包括ケアの一層の推進」であり、方針は、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、「地域包括ケアシステム」を構築することである。
1-1 ② 国の基本理念・方針に基づき、医療と介護の連携、居宅サービスの充実、介護予防事業の充実を図っていき

たい。
2-1 ① 第5期介護保険料の基準額は5,400円で、前期と比較して1,300円のアップ。要因は、要介護認定者数の増に伴う保険給付費の増加によるもので、近年の保険給付費は毎年5億円ほど伸びている。また第1号被保険者の負担割合も第5期から20%が21%になっている。第5期では低所得者へ配慮した介護保険料率の見直しを行っている。
2-1 ② 介護保険料の滞納者数は768

人で、24年度の滞納繰越額は約4,660万円。滞っている方に対しては、状況により預貯金等の差押を実施している。
2-1 ③ 待機者数は4月末現在で、ケアマネージャーの担当件数2,209人のうち介護保険施設等への入所申込数は270人。そのうち1年以内に入所が必要と思われる方は129人、さらにその中で早急に施設入所が必要な方が66人である。

また、利用料負担ができないためにサービス利用を自ら断っている方の人数は、5月の調査では要介護認定を受けている751人の回答中、経済的理由でサービス利用の制限をされている方は135人である。低所得者の負担軽減のため、居宅サービス利用者負担軽減減事業などを引き続き実施している。

2-1 ④ 事業所の経営について厚労省実施の23年介護事業経営実態調査のサービスごとの収支差率では、居宅介護支援以外は黒字で、20年と比較すると、介護老人福祉施設は3.4%から9.3%に、介護老人保健施設は7.3%から9.9%に、通所介護は7.3%から11.6%に改善している。

介護職員の賃金水準については、福井県の22年の介護職員の賃金は、月額19万5,500円、非正規職員の割合は、介護サービス全体のうち、約3割が非常勤となっている。

牧田孝男議員

Q 1 介護予防事業の種類、および進捗状況について
2 介護予防事業の成果について
3 介護予防事業の今後の展望について

A 1 本年度より新たな制度である介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、構成市へ委託している。予防事業を大きく分類すると、一次予防事業と要支援1・2の方も含めた予防事業がある。進捗状況は、24年度現時点の介護予防事業対象者は、坂井地区で2,116人、介護予防教室の参加者数は204人。教室の参加者数のうち要支援1・2の認定者はいない。

2 平成23年度末実績で、今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者の総数は3,312人で、介護予防事業参加者数は393人(12%)。このうち、状態が改善された方は66人(17%)。状態が変わらなかった方243人(62%)。状態が悪化した方7人(2%)。継続して予防事業へ参加できなかった方77人である。

3 これからはサービス利用者の状態や意向に応じて、総合的で多様なサービス提供が重要になる。地域包括支援センターを核として、工夫を凝らした介護予防事業推進に取り組んでいきたい。

永井純一議員

Q 1 在宅介護、24時間介護サービスの現状と進捗状況について
2 医師会と連携や事業者の参加状況について
3 サービス体制整備についての今後の計画、見通しについて
4 周知や理解の推進方法について

A 1 坂井地区管内で、24時間対応を実施している訪問看護事業所は、3事業所。24時間対応したホームヘルプサービスを行う事業所は現在ない。
2 坂井地区医師会は、坂井地区在宅ケアネットワークを発足させ訪問診療などの事業を展開している。坂井地区医師会及び歯科医師会に登録の49全ての医療機関が登録中。

平成23年度の利用実績は急性期病院やケアマネージャーからの相談、坂井地区の医療機関への紹介とも平成22年度と比較して大幅に増加。訪問看護など介護保険サービスにつながるケースが増加し、医療と介護の他職種連携による在宅ケアが進んでいる。

3 上昇傾向の高齢化率の推移と同じく、医療依存度の高い要介護認定者も増加傾向にある状況から、第5期事業計画において坂井地区医師会と連携した対応を充実・強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域ケア体制の充実」を掲げている。

畑野麻美子議員

Q 「水道水を使った小水力発電」について
A 浄水場を管理する福井県坂井地区水道管理事務所の見解では、浄水場と送水管との間に水車等の発電装置を取り付けることは、工事・メンテナンス等にかかる費用から見て投資コストに対する発電の効果はあまり期待できないこと、また工事・メンテナンス等の作業により飲料水が汚染されることが考えられるため安全面を考慮して導入を見送ったとのことである。

**坂井地区広域連合
議会構成名簿**

- 議長 坂井市 伊藤 聖一
- 副議長 あわら市 卯目ひろみ
- 議会運営委員
 - あわら市 東川 継央 委員長
 - 坂井市 田中 哲治 副委員長
 - あわら市 山川知一郎
 - 坂井市 東野 栄治
 - 坂井市 永井 純一
- 総務環境常任委員
 - あわら市 山川知一郎 委員長
 - 坂井市 上出 純宏 副委員長
 - 坂井市 伊藤 聖一
 - 坂井市 川畑 孝治
 - 坂井市 前田 嘉彦
 - あわら市 卯目ひろみ
 - あわら市 東川 継央
 - 坂井市 田中千賀子
 - あわら市 杉田 剛
- 介護保険常任委員
 - 坂井市 東野 栄治 委員長
 - あわら市 杉本 隆洋 副委員長
 - 坂井市 田中 哲治
 - 坂井市 佐藤 寛治
 - あわら市 北島 登
 - 坂井市 牧田 孝男
 - 坂井市 橋本 充雄
 - 坂井市 永井 純一
 - 坂井市 畑野麻美子

代官山墓地 使用者受付中

緑に囲まれた静かな
環境の墓地公園です

使用許可の要件

- 1 坂井市三国町、あわら市のいずれかにお住まいの方
- 2 坂井市三国町、あわら市のいずれかに本籍または墓地がある方

申し込み方法

- 1 現場を訪れ、場所を決めます。
※使用済の場所には、墓石がなくとも、番号杭に使用者の名前が記入してあります。
- 2 ご希望の場所が決まりましたら、下記問合せ先にご連絡ください。



使用料と維持費

区画区分		
4.0 m ² (2m×2m)		
使用料	維持費	残区画数
172,000 円	31,000 円	98 区画

区画区分		
6.0 m ² (2m×3m)		
使用料	維持費	残区画数
228,000 円	37,000 円	90 区画

(平成 24 年 6 月 30 日現在)

※ 使用許可の要件 2 に該当する方は、この使用料、維持費が 2 割増となります。

※ 使用料は、永代使用料です。

※ 維持費については、永代ではありません。条例等の変更により徴収することがあります。

墓地の空き状況

墓地の空き状況については、その都度ホームページでお知らせいたしますので、「坂井地区広域連合」でご検索ください。また、電話でもお答えします。

問合せと申込先

環境衛生課

TEL 91-33308 (直通)

お気軽にお問合せください。

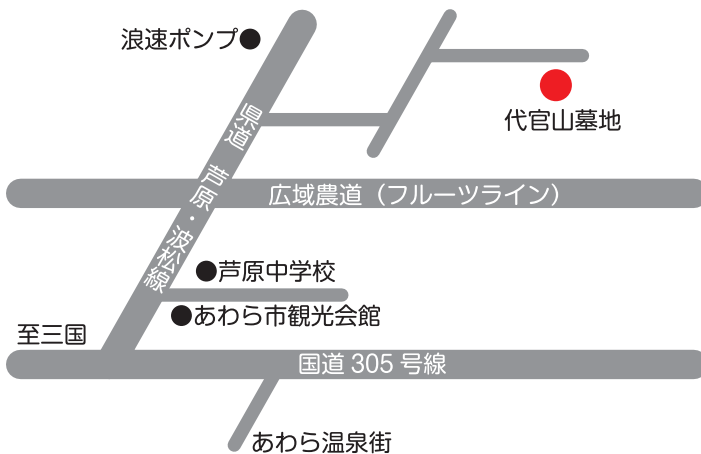
URL: <http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>

[kouiki.sakai.fukui.jp](http://www.kouiki.sakai.fukui.jp)

施設案内図

所在地

代官山墓地
福井県坂井市三国町池上
第 87 号 17 番地



介護保険料の納期限は

第 2 期	平成 24 年 8 月 27 日(月)
第 3 期	9 月 25 日(火)
第 4 期	10 月 25 日(木)
第 5 期	11 月 26 日(月)
第 6 期	12 月 25 日(火)
第 7 期	平成 25 年 1 月 25 日(金)
第 8 期	2 月 25 日(月)

納期限までに納めましょう

編集後記

今回の広報より担当となりました。今号より坂井地区広域連合となり介護以外の業務も加わったということで、タイトルも変わりました。気分一新これから頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。(孝)

